

令和元年度 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	0	0	0	4
	市 長 室	0	1	0	12
	総 務 企 画 局	2	0	0	8
	財 政 局	0	1	0	25
	市 民 局	7	6	1	69
	こ ども 未 来 局	4	9	1	85
	保 健 福 祉 局	5	60	1	199
	環 境 局	2	8	1	56
	経 済 観 光 文 化 局	3	2	1	32
	農 林 水 産 局	1	4	0	31
	住 宅 都 市 局	0	14	1	92
	道 路 下 水 道 局	1	3	0	44
	港 湾 空 港 局	0	0	0	17
	区 役 所	2	0	0	8
	小 計	27	108	6	682
議 長		0	2	0	2
教 育 委 員 会		0	9	1	47
選挙管理委員会(市・各区)		0	0	0	73
人 事 委 員 会		0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	1
農 業 委 員 会		0	0	0	4
固定資産評価審査委員会		0	0	0	1
公営企業 管 理 者	水 道 局	0	1	0	14
	交 通 局	0	0	0	7
消防長	消 防 局	1	9	1	35
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	1	0	1
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社		0	1	0	6
福 岡 市 土 地 開 発 公 社		0	1	1	1
合 計		28	132	9	874

備考 現在数とは、令和2年3月31日現在の取扱件数をいう。

## 2 保有個人情報の開示の請求等の状況

### (1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

**表2**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	非 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				非開示 情 報	不 存 在	存 否 応 答 拒 否				
30	357	131	150	2	77	5	0	23	0	11
R1	387	151	152	4	91	1	0	34	0	12

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

### (2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

**表3**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
30	3	0	0	3	0	0
R1	1	0	0	1	0	0

### (3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

**表4**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況					
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	却下	取下げ
30	0	0	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0	0	0

### 3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処理状況						
		30	R1	開示	一部開示	非開示			却下	取下げ
						非開示情報	不存在	存否応答拒否		
市 長	会計室	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	市長室	4	3	2	0	0	1	0	0	0
	総務企画局	0	6	4	1	1	1	1	0	0
	財政局	8	7	1	5	0	5	0	0	0
	市民局	6	11	10	0	0	0	0	0	1
	こども未来局	5	5	1	2	0	1	0	0	1
	保健福祉局	29	60	55	3	0	0	0	0	2
	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済観光文化局	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	5	13	3	9	0	2	0	0	1
	道路下水道局	7	8	7	0	0	1	0	0	0
	港湾空港局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区役所	260	237	54	111	1	74	0	0	6
小計	325	354	140	132	2	85	1	0	11	
議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	8	14	3	11	2	4	0	0	0	
選挙管理委員会	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管理者	水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局	1	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	20	18	8	8	0	2	0	0	1	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市長以外小計	32	33	11	20	2	6	0	0	1	
合計	357	387	151	152	4	91	1	0	12	

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

#### 4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		30年度		令和元年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	3,010枚	30,100円	7,205枚	72,050円
	カラー	130枚	3,900円	3,658枚	109,740円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0枚	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0枚	0枚	0円
CD-R		0枚	0枚	4枚	280円
DVD-R		0枚	0枚	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0巻	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0巻	0巻	0円
総 計		34,000円		182,070円	

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円,  
写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円,  
CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音カセットテープ1巻170円,  
ビデオカセットテープ1巻170円。

#### 5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示, 訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や, 不作為について不服がある者は, 行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

令和元年度の不服申立ての件数とその処理状況は, 表7のとおりです。

表7

(単位: 件)

区 分	件数	処 理 状 況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未決定
令和元年度	17	1	0	0	0	1	15	0

## 6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された審査請求事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

令和元年度及び過年度分の不服申立てで、令和元年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第127号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る経過記録及び録音データに記載された個人情報」の一部開示決定処分及び開示決定処分に対する審査請求
実施機関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決定年月日	平成30年3月5日
非開示理由	一部開示決定 第20条第6号 ・徴収事務等に関する情報であり、公開すると事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成30年5月24日
諮問年月日	平成30年6月20日
審議会開催日	平成30年10月24日、11月13日、 平成31年1月28日、2月13日、3月25日
答申年月日	平成31年3月28日
答申内容	実施機関が行った一部開示決定処分及び開示決定処分について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分のうち、次の部分については、開示することが妥当である。（「次の部分」は省略）
裁決年月日	平成31年4月25日
裁決内容	一部認容

諮問の概要 (諮問第132号)	③不服申立て事案についての諮問
	「精神通院（医療用）診断書に記載された個人情報」の利用停止請求
実施機関	福岡市長（保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター）
決定年月日	平成30年6月6日
却下理由	・利用停止請求の理由に該当せず，不適法であるため。
不服申立て年月日	平成30年9月10日
諮問年月日	平成30年10月11日
審議会開催日	平成31年3月25日，4月22日， 令和元年5月29日，6月27日，7月29日，8月9日，9月27日， 10月30日
答申年月日	令和元年11月8日
答申内容	実施機関が行った利用停止請求却下決定処分は，結論として妥当である。
裁決年月日	令和元年11月27日
裁決内容	棄却

諮問の概要 (諮問第133号)	③不服申立て事案についての諮問
	「精神通院（医療用）診断書に記載された個人情報」の訂正請求
実施機関	福岡市長（保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター）
決定年月日	平成30年6月25日
訂正拒否理由	・訂正することが利用目的の達成に必要でないことが明らかであるため。
不服申立て年月日	平成30年9月26日
諮問年月日	平成30年10月24日
審議会開催日	平成31年3月25日，4月22日， 令和元年5月29日，6月27日，7月29日，8月9日，9月27日， 10月30日
答申年月日	令和元年11月8日
答申内容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は，妥当である。
裁決年月日	令和元年11月27日
裁決内容	棄却

諮問の概要 (諮問第134号)	③不服申立て事案についての諮問
	「医療保護入院及び応急入院のための移送相談申込書等に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（中央区保健福祉センター健康課）
決定年月日	平成30年8月9日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	平成30年10月12日
諮問年月日	平成30年10月26日
審議会開催日	平成31年3月25日，4月22日， 令和元年5月29日，6月27日，7月29日
答申年月日	令和元年8月1日
答申内容	実施機関が行った非開示決定処分は，妥当である。
裁決年月日	令和元年8月23日
裁決内容	棄却

諮問の概要 (諮問第138号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る経過記録等に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決定年月日	平成30年11月8日
非開示理由	一部開示決定 第20条第6号 ・徴収事務等に関する情報であり，開示することで事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。  非開示決定 ・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	平成30年11月26日
諮問年月日	平成30年12月25日
審議会開催日	令和元年12月11日， 令和2年1月31日，2月28日，3月30日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第139号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る収納状況等に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決定年月日	平成31年2月1日
非開示理由	一部開示決定 第20条第3号 ・該当箇所は業務に使用するコマンドボタン並びにレイアウト等であり、開示することにより当該法人の権利や競争上の地位を脅かし、利益を害する虞があるため。  非開示決定 ・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	平成31年3月18日
諮問年月日	平成31年4月17日
審議会開催日	令和元年12月11日、 令和2年1月31日、2月28日、3月30日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第140号)	③不服申立て事案についての諮問
	「審査請求人に対して行った全ての行政処分行為に至った経緯が記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決定年月日	平成31年3月22日
非開示理由	一部開示決定 第20条第6号 ・徴収事務等に関する情報であり、開示することで事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成31年4月10日
諮問年月日	令和元年5月10日
審議会開催日	令和元年12月11日、 令和2年1月31日、2月28日、3月30日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—



諮問の概要 (諮問第141号)	③不服申立て事案についての諮問
	「計画相談支援・地域相談支援 契約内容報告書等に記載された個人情報」の訂正請求
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター福祉・介護保険課）
決定年月日	平成31年3月4日
訂正拒否理由	・「計画相談支援・地域相談支援契約内容報告書」及び「計画相談支援依頼（変更）届出書」は、申請者及び指定特定相談支援事業所が作成する書類であるため、実施機関で訂正することはできない。また、「介護給付費・訓練等給付費支給決定何書」は、指定相談支援事業所から契約終了についての「計画相談支援・地域相談支援契約内容報告書」の提出がないため、訂正することはできない。
不服申立て年月日	平成31年4月15日
諮問年月日	令和元年5月13日
審議会開催日	令和元年10月30日
諮問取下げ年月日	令和元年11月18日

諮問の概要 (諮問第142号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との対話内容等が書かれた書類に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	平成31年2月4日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を一部保有していないため。
不服申立て年月日	平成31年4月17日
諮問年月日	令和元年5月17日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第143号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課が関連部署に確認した内容が書かれた書類等」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	平成31年2月13日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を一部保有していないため。
不服申立て年月日	平成31年4月17日
諮問年月日	令和元年5月17日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第144号)	③不服申立て事案についての諮問
	「事故報告書等」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	平成31年3月13日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報の公文書を保有していないため。
不服申立て年月日	平成31年4月17日
諮問年月日	令和元年5月17日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第145号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者の主張等が正しく記載された報告書等に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	平成31年3月18日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報の公文書を保有していないため。
不服申立て年月日	平成31年4月17日
諮問年月日	令和元年5月17日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第146号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課の対応の真意が記載された書類」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	平成31年3月18日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報の公文書を保有していないため。
不服申立て年月日	平成31年4月17日
諮問年月日	令和元年5月17日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第147号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録等に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	平成31年4月3日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	平成31年4月17日
諮問年月日	令和元年5月17日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第148号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	平成31年4月26日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和元年5月8日
諮問年月日	令和元年6月4日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第149号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	平成31年4月26日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和元年5月8日
諮問年月日	令和元年6月4日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第150号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	令和元年5月15日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和元年5月16日
諮問年月日	令和元年6月11日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第151号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	令和元年5月15日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和元年5月16日
諮問年月日	令和元年6月11日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第152号)	③不服申立て事案についての諮問
	「納税課が請求者に電話連絡をした日時及び電話連絡の内容のリストに記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（中央区市民部納税課）
決定年月日	令和元年5月27日
非開示理由	一部開示決定 第20条第6号 ・第三者の個人情報及び行政運営情報に該当するため。
不服申立て年月日	令和元年6月11日
諮問年月日	令和元年6月27日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第153号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当部長との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（道路下水道局建設部中部下水道課）
決定年月日	令和元年6月19日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和元年8月29日
諮問年月日	令和元年9月5日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第154号)	③不服申立て事案についての諮問
	「建築指導課あての文書に記載された個人情報」の訂正請求
実施機関	福岡市住宅供給公社理事長（福岡市住宅供給公社保全課）
決定年月日	令和元年6月21日
訂正拒否理由	請求者が訂正を求めている対象は、主観的要素を含む評価・判断であるため。
不服申立て年月日	令和元年8月15日
諮問年月日	令和元年9月10日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第155号)	③不服申立て事案についての諮問 「土木第2課職員ヒアリング結果に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（西区総務部総務課）
決定年月日	令和元年8月7日
非開示理由	一部開示決定 第20条第6号 ・第三者の個人情報及び行政運営情報に該当するため。
不服申立て年月日	令和元年12月13日
諮問年月日	令和2年1月7日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

④について、令和元年度は該当がありませんでした。

## 7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

### (1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行うこととしています。報告があったものの概要については表9のとおりです。

表9

(報告事案108号) 取扱いの概要	令和元年6月8日に開催されるG20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議の文化プログラムにおいて、福岡市消防伝統技術本部の各会が出演することから、警備上、出演者（福岡市消防団員）の個人情報を、福岡県警察および財務省福岡財務支局へ提供したもの。
実施機関	福岡市長（消防局警防部消防団課）
報告年月日	令和元年5月17日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	福岡市消防団員（福岡市消防伝統技術演技者）
提供先（利用する課）	福岡県警察，財務省福岡財務支局



(報告事案109号) 取扱いの概要	家族が介護認定調査の認定調査票について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、認知症により本人の同意を得ることが困難であり、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	令和元年10月3日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案110号) 取扱いの概要	家族が介護認定調査の認定調査票について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人は視覚障害を有しており、資料提供についての同意欄への記載が困難であるため、家族の署名により提供を行った。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	令和元年10月15日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案111号) 取扱いの概要	家族が介護認定の区分変更申請について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人は視覚障害を有しており、資料提供についての同意欄への記載が困難であるため、家族の署名により提供を行った。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	令和元年10月31日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案112号) 取扱いの概要	福岡県が、外国人の就労環境及び生活環境の両面から受入環境を整備するための対応を検討するにあたり、外国人の就業等に係る現状や課題を調査し、把握・分析するために、県内に居住する外国人を対象にアンケート調査を実施する必要があり、福岡市在住の外国人の情報の提供依頼があったため、福岡県に情報提供を行った。
実施機関	福岡市長（総務企画局国際部国際政策課）
報告年月日	令和2年2月27日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	総務企画局国際部国際政策課

<p>(報告事案113号) 取扱いの概要</p>	<p>① 施設入所等児童等に係る情報          プレミアム付商品券の購入引換券（以下、「購入引換券」）は、基準日における住民票所在市町村から交付されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な交付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設等所在市町村から交付されることとなっており、対象者への申請案内等については、その居所である施設等に送付する必要があるところ、当該施設等所管課が保有する入所者情報を元に申請書を送付することで、対象者個々にプレミアム付商品券の案内を行うことができるとともに、確実な購入引換券の交付につながるなど、本人の不利益とはならないことから当該情報を利用したもの。</p> <p>② 措置入所等障がい者・高齢者に係る情報          国で定める「措置入所等障がい者・高齢者」に該当する者にかかる購入引換券交付は、その養護者によって代理申請が行われないようにする配慮が必要とされ、本人へ確実に購入引換券を交付するため、申請案内等を居所である施設等に発送する必要があるところ、上記①と同様の理由により、当該施設等所管課が保有する入所者情報を利用したもの。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市長（保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当））</p>
<p>報告年月日</p>	<p>令和2年3月31日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>①こども未来局こども部こども家庭課・同こども発達支援課          保健福祉局障がい者部障がい福祉課・同障がい者支援課          ②保健福祉局障がい者部障がい福祉課・高齢社会部事業者指導課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当）</p>

<p>(報告事案114号) 取扱いの概要</p>	<p>プレミアム付商品券の購入引換券（以下、「購入引換券」）は、基準日における住民票所在市町村から交付されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な交付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から交付されることとなっている。</p> <p>このため、複数自治体からの二重交付の防止や、対象者以外から購入引換券の代理申請が行われることにより本人に不利益が生じることを防止するなど、確実に対象者本人に購入引換券を交付する観点から、当該児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては交付停止依頼を、施設所在市町村に対しては交付依頼の連絡を行うなど、関係市町村への連絡調整を行う必要があることから、本市が入所措置等を行った児童等について、住民票所在市町村と施設所在市町村への情報提供を行ったもの。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市長（保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当））</p>
<p>報告年月日</p>	<p>令和2年3月31日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>当該児童の住民票所在市町村          当該児童の施設所在市町村</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当）</p>

(報告事案115号) 取扱いの概要	<p>プレミアム付商品券の購入引換券（以下、「購入引換券」）は、基準日における住民票所在市町村から交付されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な交付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から交付されることとなっている。</p> <p>このため、複数自治体からの二重交付の防止や、対象者以外から購入引換券交付の代理申請が行われることにより本人に不利益が生じることを防止するなど、確実に対象者本人に購入引換券を交付する観点から、当該児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては交付停止依頼を、施設所在市町村に対しては交付依頼の連絡を行うなど、関係市町村への連絡調整を行う必要があることから、本市以外の自治体が当該児童等の入所措置等を行った場合で、本市が当該児童等の住民票所在市町村または施設所在市町村である場合は、当該児童等の入所措置等を行った自治体から入所児童等に係る情報を収集したもの。</p>
実施機関	福岡市長（保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当））
報告年月日	令和2年3月31日
該当する基準の類型	【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】
収集先（利用させる課）	当該児童の措置等自治体
提供先（利用する課）	保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当）

(報告事案116号) 取扱いの概要	<p>福岡市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書の送付にあたり、視覚障がいのある者に対しては、本人が申請書を確実に受け取り、給付金の申請ができるよう、点字加工を施した封筒を使用し、かつ点字による案内を同封することとした。</p> <p>については、郵送物送付の際に点字を使用している者の情報を保有する各区福祉・介護保険課より、申請書送付に必要な情報利用を行ったもの。</p>
実施機関	福岡市長（保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当））
報告年月日	令和2年3月31日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	各区福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当）

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行います。審議会会長に照会があったものの概要については表10のとおりです。

表10

<p>(照会事案第45号) 取扱いの概要</p>	<p>① 施設入所等児童等に係る情報          プレミアム付商品券の購入引換券（以下、「購入引換券」）は、基準日における住民票所在市町村から交付されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な交付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設等所在市町村から交付されることとなっており、対象者への申請案内等については、その居所である施設等に送付する必要があるところ、当該施設等所管課が保有する入所者情報を元に申請書を送付することで、対象者個々にプレミアム付商品券の案内を行うことができるとともに、確実な購入引換券の交付につながるなど、本人の不利益とはならないことから当該情報を利用するもの。</p> <p>② 措置入所等障がい者・高齢者に係る情報          国で定める「措置入所等障がい者・高齢者」に該当する者にかかる購入引換券交付は、その養護者によって代理申請が行われないようにする配慮が必要とされ、本人へ確実に購入引換券を交付するため、申請案内等を居所である施設等に発送する必要があるところ、上記①と同様の理由により、当該施設等所管課が保有する入所者情報を利用するもの。</p>
<p>照会年月日</p>	<p>令和元年5月27日</p>
<p>準じる基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>①こども未来局こども部こども家庭課・同こども発達支援課          保健福祉局障がい者部障がい福祉課・同障がい者支援課          ②保健福祉局障がい者部障がい福祉課・高齢社会部事業者指導課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当）</p>
<p>回答年月日</p>	<p>令和元年5月30日</p>
<p>会長意見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

(照会事案第 46 号) 取 扱 い の 概 要	<p>プレミアム付商品券の購入引換券（以下、「購入引換券」）は、基準日における住民票所在市町村から交付されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な交付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から交付されることとなっている。</p> <p>このため、複数自治体からの二重交付の防止や、対象者以外から購入引換券の代理申請が行われることにより本人に不利益が生じることを防止するなど、確実に対象者本人に購入引換券を交付する観点から、当該児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては交付停止依頼を、施設所在市町村に対しては交付依頼の連絡を行うなど、関係市町村への連絡調整を行う必要があることから、本市が入所措置等を行った児童等について、住民票所在市町村と施設所在市町村への情報提供を行うもの。</p>
照 会 年 月 日	令和元年 5 月 2 7 日
準 じ る 基 準 の 類 型	【類型：3 b】【区分：(3)】【分類：ア】
収 集 先 (利 用 さ せ る 課)	保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当）
提 供 先 (利 用 す る 課)	当該児童の住民票所在市町村・当該児童の施設所在市町村
回 答 年 月 日	令和元年 5 月 3 0 日
会 長 意 見	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外提供をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

(照会事案第 47 号) 取 扱 い の 概 要	<p>プレミアム付商品券の購入引換券（以下、「購入引換券」）は、基準日における住民票所在市町村から交付されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な交付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から交付されることとなっている。</p> <p>このため、複数自治体からの二重交付の防止や、対象者以外から購入引換券交付の代理申請が行われることにより本人に不利益が生じることを防止するなど、確実に対象者本人に購入引換券を交付する観点から、当該児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては交付停止依頼を、施設所在市町村に対しては交付依頼の連絡を行うなど、関係市町村への連絡調整を行う必要があることから、本市以外の自治体が当該児童等の入所措置等を行った場合で、本市が当該児童等の住民票所在市町村または施設所在市町村である場合は、当該児童等の入所措置等を行った自治体から入所児童等に係る情報を収集するもの。</p>
照 会 年 月 日	令和元年 5 月 2 7 日
準 じ る 基 準 の 類 型	【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】
収 集 先 (利 用 さ せ る 課)	当該児童の入所措置等実施自治体
提 供 先 (利 用 す る 課)	保健福祉局生活福祉部課長（プレミアム付商品券担当）
回 答 年 月 日	令和元年 5 月 3 0 日

会 長 意 見	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、本人外収集をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>
---------	---

(3) 上記の(1)(2)に該当しない事案

個人情報の取扱について、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっています。令和元年度に諮問があったものの概要については**表11**のとおりです。

**表 1 1**

諮 問 の 概 要 (諮問第156号)	<p>これまで国又は地方公共団体からの住民基本台帳閲覧請求については、住民基本台帳法第11条の規定に基づき、福岡市の全市民が記載された住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所（以下「住民基本情報」という。）を閲覧させ、書き写しによる情報提供を行ってきた。</p> <p>現在、自衛隊においては、自衛隊法第29条第1項及び第35条による自衛官等募集事務として、対象者に募集案内を行うため、毎年度、各区役所で閲覧を行い、対象者の住民基本情報を書き写している。</p> <p>自衛官募集事務については、自衛隊法第97条で、地方公共団体の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条で、防衛大臣は必要な報告又は資料の提出を求めると規定されている。こうした法令等に基づき、住民基本情報の提供について、毎年、防衛大臣名の協力依頼文を受理しており、これまで、現在のシステムには、抽出機能がなく、対応できないことを説明してきた。</p> <p>令和2年1月に住民記録システムの刷新を行ったことに伴い、必要とする対象者を抽出し、名簿を作成できる抽出機能が備わったことから、次のような見直しを検討した。</p> <p>&lt;個人情報の観点から&gt;</p> <p>住民基本台帳の閲覧申請があった場合には、全市民の住民基本台帳を閲覧させるのではなく、必要な対象者を抽出した名簿を作成し、閲覧させることが、個人情報保護の観点からも望ましい。</p> <p>&lt;事務効率の観点から&gt;</p> <p>請求者が必要とする名簿そのものが、この抽出機能を活用し、作成可能な場合においては、複写などにより紙媒体等で提供することができれば、請求者側の事務の効率化につながるとともに、職員の立会いが不要となることや、間違った情報を書き写していないかチェックする必要がなくなることから、福岡市にとっても、事務の効率化につながる。</p> <p><b>【諮問①】</b></p> <p>これまで、住民基本台帳の閲覧により住民基本情報を提供してきたこと、書き写しのために立会いを行う区役所職員の事務の効率化が図られること、自衛隊は、災害が発生した際の救援活動など安心して生活するうえで欠かせない存在であり、法定受託事務を担う自治体ができる範囲</p>
------------------------	---

	<p>での協力を行うことは当然であることなどから、対象者の情報を紙媒体等で提出することは、公益上の必要があると考えており、提供については、紙媒体又は電磁的記録による提出を行ってよろしいか諮問するもの。</p> <p><b>【諮問②】</b>  法律上、明確に提出を義務づけている規定等のあるものについては、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第1号で提供が可能であるが、直接的な法令等ではなく、自衛官募集事務のように「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」については、今後、国又は地方公共団体から、住民基本台帳の閲覧請求があり、必要とする名簿そのものが、この抽出機能を活用し、作成可能な場合に、紙媒体等で情報提供することについては、行政事務の効率化等の観点から公益上必要があるものとして個人情報の目的外利用が認められるのかについて諮問するもの。</p>
実 施 機 関	福岡市長（市民局総務部政課）
諮 問 年 月 日	令和2年1月31日
審 議 会 開 催 日	令和2年2月7日
答 申 年 月 日	令和2年2月14日
答 申 内 容	<p><b>【諮問①について】</b>  住民基本台帳記載事項の一部を、自衛官等募集事務に利用することを目的として、自衛隊に提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断する。</p> <p>実施機関におかれては、個人情報の取扱いはその利用目的の範囲内で行わなければならないとされていること、本件については、自衛隊による個人情報の取扱いに不安を感じる市民や自己の個人情報の提供を望まない市民の心情にも配慮する必要があることを十分認識し、以下の措置を講じられるよう要望する。</p> <p>(1) 個人情報を提供する際の媒体は紙のみとし、提供する情報は、適齢者の「氏名」及び「住所」に限ること。  (2) 提供する情報の取扱いについては、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務終了後の確実な廃棄並びにこれらの実施状況に関する報告を書面で求めるなど、個人情報保護の観点から厳格な措置を講じること。  (3) 毎年度、情報の提供に先立って、公益上の必要性に関する説明を含めた市民への周知を行い、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講じること。  (4) 毎年度、自衛隊に個人情報を提供したことについて、公表を行うこと。</p> <p><b>【諮問②について】</b>  住民基本台帳記載事項の一部を、紙媒体又は電磁的記録媒体にて自衛隊以外の国又は地方公共団体の機関に提供することについては、その利用目的が必ずしも明らかでなく、現時点で一概に公益上の必要性を判断することができないため、今後、個々の事案について具体的な必要性が生じた時点で、改めて諮問されることが妥当である。</p>

## 8 個人情報の漏えい等の状況

令和元年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表12のとおりです。

表12

(単位：件)

		漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		95	50	14	0	14	1	0	16
規模別	1～5人	49	14	0	9	1	0	13	
	6～50人	1	0	0	4	0	0	3	
	51～100人	0	0	0	0	0	0	0	
	101～1000人	0	0	0	1	0	0	0	
	1001人以上	0	0	0	0	0	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

### (上記の主な内容)

- 平成31年4月 (その他) 公文書公開請求に対して、非開示とすべき個人情報
  - 公文書公開請求(障がい福祉サービス事業所を運営する法人の、指定・更新書類一式)に対して、非公開とすべき個人情報(当該事業所に勤務する職員(1名)の住所、氏名、生年月日)を誤って公開請求者に公開したものの。
- 令和元年10月 (その他) メールアドレス 17名分
  - 指定管理者職員が、指定管理者主催のスポーツ教室の参加予定者に当選メールを一斉送信する際、「BCC」で送信すべきところ、誤って「CC」で送信したため、受信者が他の受信者のアドレスを見ることができる状態になったものの。
- 令和元年10月 (紛失) クラス児童が学習活動している写真 30名分
  - 小学校教諭が、学校のデジタルカメラを利用して担当クラスの児童の写真を撮影した後に、職員室内で当該カメラを紛失したものの。
- 令和2年1月 (紛失) 生徒の顔写真 30名分
  - 小学校教諭が、学校内で児童の写真を保存したSDカードを紛失したものの。
- 令和2年2月 (紛失) 生徒氏名 249名分、生徒成績 125名分
  - 中学校教諭が、第1学年全生徒(249名)の氏名、第1学年生徒(125名)の成績が記録されたUSBメモリを紛失したものの。